

「震災資料の保存・利用、及び活用方策研究会」報告書

～阪神・淡路大震災関連資料の活用に向けて～

端 信行 委員研究会 調査報告書



平成14年3月
(財) 阪神・淡路大震災記念協会

はじめに

財団法人阪神・淡路大震災記念協会では、21世紀ひようご創造協会の事業を引き継ぎ、平成10年4月から震災関連資料の収集・保存事業を行ってきた。同年6月には「震災資料の分類・公開の基準研究会」を設置し、さらに平成11年8月に「公開基準検討部会」を発足させ、震災関連資料に係わる諸課題について検討を重ねてきた。平成13年度からは名称を「震災資料の保存・利用、及び活用方策研究会」に変更し、研究活動を継続した。

震災関連資料の収集・保存事業及びそれに係わる研究活動の成果は、平成14年4月に誕生する「人と防災未来センター」に受け継がれることになっている。本報告書は、それを機に、従来からの活動成果が継承されることを願って作成したものである。すでに平成13年3月に、「『震災資料の分類・公開の基準研究会』報告書」が刊行されている。本報告書では、新たに平成13年度の活動成果を盛り込むとともに、これまでの全活動を簡潔にまとめるという趣旨にもとづき、さきの「報告書」が対象とした期間の活動成果をもふくめて収載した。本報告書は、当研究会の部会メンバーと事務局が分担執筆し、当研究会・部会の合同研究会での検討を経て、研究会リーダー端信行、サブリーダー芝村篤樹が調整と補正を行い作成した。

あの未曾有の災害から7年余りが経過した。阪神・淡路大震災の経験は、今後の防災のあり方はもちろん、広く21世紀社会を考える上で重要である。そして、震災経験を伝える基礎となるのが震災関連資料である。われわれは、震災関連資料が国内外の幅広い分野の研究者に活用されるに止まらず、何よりも被災した人々が自らの経験の意味を探る糧となること、さらに国内外の一般市民の活用を期待し、それが可能となる方策を模索してきた。本報告書が、今後の「人と防災未来センター」の活動に役立てられるとともに、震災経験の継承、震災資料の保存・活用に関心を有する人々にいくらかでも裨益することができれば幸いである。

目 次

第1章	震災資料事業の基本的課題	
1	震災資料と収集事業の特徴	P1
2	研究会・部会活動のあり方	P2
第2章	これまでの活動経過	
1	震災資料の収集	P5
2	「震災資料の分類・公開の基準研究会」の経過	P7
3	「震災資料の保存・利用、及び活用方策」研究会及び検討部会の経過	P10
第3章	震災資料の収集・整理・公開	
1	震災資料の収集	P11
2	震災資料の分類・整理	P12
3	震災資料の保存	P14
4	震災資料の公開	P15
5	「センター」での資料の公開・閲覧	P16
6	震災資料のデジタル化	P17
第4章	「人と防災未来センター」の基本的課題	
1	センター構想と資料部門	P19
2	資料部門の基本的あり方	P20
3	資料部門に求められる機能	P20
おわりに		P24
資料編		
資料1	研究会・部会委員名簿	P25
資料2	一次資料の収集状況	P26
資料3	震災資料収集のためのチラシ	P28
資料4	震災資料調査事業のマニュアル	P31
資料5	一次資料の分類実施状況	P42
資料6	(財)阪神・淡路大震災記念協会における資料取扱いに関する要綱	P43
資料7	一次資料の公開区分	P57
資料8	資料管理データベースシステム構造	P59

第1章

震災資料事業の基本的課題

第1章 震災資料事業の基本的課題

1 震災資料と収集事業の特徴

阪神・淡路大震災の資料・記録を保存しようとする動きは、震災の勃発の後、早くから様々な団体・個人によって始まった。本事業の前身となる21世紀ひょうご創造協会の活動もその一環であった。このような動きの背景には、今回の大震災が成熟した都市社会を襲った未曾有の災害であり、今後の防災対策を考える上のみならず、広く政治や行政、社会や生活のあり方にとっても歴史的な経験だとの思いが存在したと言える。

震災資料とは、阪神・淡路大震災の被災と復興に関する、行政・団体・個人などが作成した様々な文書資料、映像資料、記録などや実物資料などをさす。しかし、震災資料の全容を把握することは困難である。一つは、阪神・淡路大震災に関する資料は、個人の居所を示す板切れから、諸外国の公文書や外国新聞の報道に至るまで、その範囲は極めて広範・多様であったことである。もう一つは歴史資料については、保存されている場所やそのあり方、資料についての学術的な位置づけが一定の蓄積の中で行われているのに対して、最近年の、しかも主として民間出所の資料を収集保存しようとするのは、例のない試みであったことである。このような収集保存についての学問的な研究は、ほとんど行われていないのが実状である。一部の研究分野を除いて、もともと一次資料（原資料）に基づく研究経験が十分ではないという日本の学問状況も相まって、震災一次資料の収集・保存に対する社会的認知を得るには多くの困難を伴った。

ここから、震災資料保存の事業は、どのような資料が大震災の実像を明らかにするために必要なのか、そしてそれをどのように収集するのかということについての検討を重ねながら、試行錯誤を繰り返しつつ実施されることとなった。震災資料の収集・保存活動それ自身が、阪神・淡路大震災の全体像を明らかにするという研究の一環として、新たな資料収集論や保存論、資料(史料)論について検討を加えつつ展開されたのである。

さらにこの事業は、多くの機関や団体・個人とのネットワークに支えられて実施されたところに特徴があった。尼崎市立地域研究史料館のような市町村文書館や、歴史資料ネットワーク、震災・まちのアーカイブなどの

ボランティア団体との協力関係を築き、節目ごとに関係機関・団体と連携して研究会を開催するなどによって、震災資料の収集・保存事業についての認識を深め広めつつ事業を展開した。また、団体・個人との信頼関係を築くなかで、資料の所在情報をはじめとする震災資料についての情報を蓄積し、収集を進展させた。このような方法は、平成12年度にはじまった雇用促進事業にもとづく大規模な資料所在調査においても継続された。

2 研究会・部会活動のあり方

「震災資料の分類・公開基準研究会」が設置された当初は、震災資料の分類・公開などについて技術的な研究を行うことが予定されたが、さきに述べた震災資料の特徴から、どのような観点から、いかに資料の収集をするのかという基本的な方策と併せて具体的に資料の収集・保存について考察することとなった。同研究会の部会が設置された後、部会では実務的な課題についての検討を行うとともに、基本的な方策についても活発な論議がなされた。

震災資料事業を継承する「センター」構想が進展するなかで、研究会・部会においてそのあり方についての検討を重ねた。阪神・淡路大震災記念協会の「阪神・淡路大震災メモリアルセンター基本構想」（平成10年3月）は、「センター」について三つの基本的性格を打ち出した。第一は、阪神・淡路大震災の体験と貴重な教訓を将来に継承すること、第二は、情報発信により世界に貢献すること、第三は震災からの復興のシンボルとなることである。

「センター」は、この構想によると、大きく阪神・淡路大震災の記憶の継承と共有、それに都市における危機管理意識・防災体制整備・防災に関する人材養成の二つの柱からなるとされている。震災資料の保存・利用、及び活用の問題は、記憶の継承と共有という第一の課題の基本をなすものであるとともに、防災が人々の意識を介するという点では、第二の課題の基礎となるものでもある。研究会・部会では、以上の意味で、震災資料の収集・保存事業は「センター」の大きな柱だとの認識のもとで、後に記されているようなそのあり方についての認識を形成していったのである。

平成12年度から雇用促進事業に基づく大規模な資料の調査事業が開

始されるに及んで、研究会・部会では、その進め方について検討した。資料調査の経験のない、しかも6ヶ月雇用という条件で働く人々が資料調査を行うのは、これまでの常識を超える事態であった。それだけに予想されるデメリットを最小にし、集中的に大規模に調査をおこなうメリットをなす方法について、慎重な検討が加えられた。もともと研究会・部会の討議は、3人の専門囑託員をはじめとする記念協会での実践や検討の成果を基礎として行われる場合が多かったが、この大規模な所在調査事業に関しては、とくに事業の実施過程で生起した多くの問題について検討された。そして、応募した調査員の努力と相まち、事業は予想以上の成果を挙げるとともに、資料の収集などに係わる貴重な知見を得ることができた。

第2章

これまでの活動経過

第2章 これまでの活動経過

1 震災資料の収集

(1) 被災地における資料・記録の収集

震災とその復興に関する資料・記録の収集は、震災から約2か月後からはじまった。今回の震災では、さまざまなボランティアのめざましい働きがあったが、資料収集の分野でも、こうしたボランティアの活動や、図書館によるこれまでの業務の枠を超えた活動が先駆けとなった。

平成7年3月、ボランティアの活動を残そうと、阪神大震災地元N G O 救援連絡会内に震災・活動記録室が設けられ、5月には「やったことを記録に残すボランティア大集会」が開催された。

同じく5月には神戸大学附属図書館震災文庫が本格的に活動をはじめ、書籍の購入とともに、ビラやチラシを含めた資料の寄贈を広く一般に呼びかけた。兵庫県立図書館、神戸市立図書館でも、一次資料をふくむ収集活動を開始した。これらの図書館では、「アーキビスト的な要素を含み」、「本来の業務に加えてボランティアベースで試行錯誤的に経験を積みながら」震災資料の収集・整理を行った。また、自治体、図書館、史料保存団体に属する有志や歴史研究者などの間で相互協力がはじまった。

(2) 21世紀ひようご創造協会における事業

平成7年10月、兵庫県の外郭団体の「財団法人21世紀ひようご創造協会」は、兵庫県より「震災復興資料・記録収集等事業」の委託を受け、県の復興計画の一環として、震災資料の収集・整理をはじめた。

この事業は、さまざまな分野の震災資料の収集・分類整理・保存をおこない、これらの情報を一般に公開・提供し、並行して震災復興誌を編纂しようとするものであった。創造協会は、「資料・記録の散逸を防ぎ、総合的に永久に保存し、震災の記憶を風化させず、兵庫県、被災市町、県民こぞの創造的復興の糧となる『開かれたデータベース』作りをめざすことをうたい、永続的な保存、資料の一般公開や情報提供のネットワークシステム作りを表明した。

また、単に資料の提供を待つだけではなく、平成8年12月には資料の

調査・収集などにあたる専門嘱託員 3 人を採用し、避難所や仮設住宅、まちづくり協議会などに派遣して、積極的に一次資料の収集にも取り組んでいた。

(3) 阪神・淡路大震災記念協会における事業と研究会の開催

平成 9 年 1 2 月、兵庫県及び神戸市をはじめとする被災 1 0 市 1 0 町により、(財)阪神・淡路大震災記念協会（以下「記念協会」）が設立された。記念協会は、「阪神・淡路大震災に係る既存情報の収集整理・保存」を事業の主要な柱と位置づけ、平成 1 0 年 4 月より、創造協会が行っていた震災資料の収集事業を引き継いだ。

記念協会では、創造協会の収集事業を継続するとともに、震災資料の分類や公開基準などを検討するため、平成 1 0 年 6 月から「震災資料の分類・公開の基準研究会」を設置した。平成 1 1 年 8 月には研究会に公開基準など、資料に係わる具体的な問題を検討するための検討部会が設けられ、平成 1 3 年度からは研究会の名称を「震災資料の保存・利用、及び活用方策に関する研究会」とし、資料の活用を含めた検討を行うことになった。

（資料 1 研究会・部会委員名簿）

(4) 緊急地域雇用特別交付金事業

収集事業は、平成 1 2 年 6 月から約 2 年間、国の緊急地域雇用特別交付金事業として、兵庫県による大規模調査に発展していった。この調査事業は、資料調査の経験はないが、民間で様々な仕事を行ってきた人々による大規模調査であった。雇用創出事業であるため、雇用期間は最長 6 ヶ月、再雇用はなしとの条件があり、調査期間は 4 期に分けられた。募集・運営管理は人材派遣会社が、事業の企画・指導は記念協会が、それぞれ兵庫県から委託をうけ、1 期あたり約 1 1 0 人、のべ約 4 4 0 人が調査員として働いた。

記念協会の役割は、事業全般の企画と、調査に伴って収集した資料の整理・保存が中心となり、平成 8 年 1 2 月から 3 名の専門嘱託員が行ってきた震災資料調査も、“マニュアル”に基づく大量調査となった。

この事業によって、平成 1 4 年 2 月末現在、入力個票件数で約 7 万 3 千点の資料が収集され、創造協会や記念協会でも収集された資料を含めると、

約 16 万点の資料が入力された。これらの資料は平成 14 年 4 月にオープンする「人と防災未来センター」に移管される予定となっている。これら大量の資料については、データベース化も進めており、約 12 万 8 千点の写真データ等の入力など、防災未来センターでの資料検索が容易になるように準備を進めている。

(資料 2 一次資料の収集状況)

2 「震災資料の分類・公開の基準研究会」の経過

平成 10 年度から平成 12 年度までの 3 年間にわたって「震災資料の分類・公開の基準研究会」を開催し、平成 11 年度からは公開基準などを検討する公開基準検討部会を設立した。本研究会・部会での活動内容については、平成 13 年 3 月に発行した『「震災資料の分類・公開の基準研究会」報告書～阪神・淡路大震災関連資料の活用に向けて～』にまとめられている。

(1) 研究会の開催（平成 10 年度～12 年度 計 19 回）

端議長を中心とした 8 名の委員及び 2 名のオブザーバーにより、震災資料の収集、整理、保存、公開に関わる基本的な課題について検討した。

	開催日時	議 題
第 1 回	平成 10 年 6 月 30 日	(1) 研究の進め方 (2) 資料整備の基本的な方法
第 2 回	7 月 30 日	(1) 資料収集・整理の現状と課題
第 3 回	10 月 5 日	(1) 資料収集・整理の現状と課題 (2) 資料の分類
第 4 回	11 月 27 日	(1) 資料の分類 (2) 市民参加型イベントのあり方
第 5 回	平成 11 年 2 月 5 日	(1) 資料の分類 (2) 資料の公開基準
第 6 回	3 月 16 日	(1) 資料の整理・分類 (2) 中間まとめ
第 7 回	6 月 11 日	(1) 平成 11 年度研究会の進め方 (2) 資料室の配架状況 (3) 一次資料リスト (4) 公開基準検討部会の設置 (5) 阪神・淡路大震災メモリアルセンター基本構想

第 8 回	7 月 1 3 日	(1) 震災資料のデジタル化 (2) 震災資料収集の対象・範囲
第 9 回	9 月 1 日	(1) 公開基準検討部会（第 1 回）の検討結果 (2) 震災資料の展示
第10回	1 1 月 1 日	(1) 公開基準検討部会（第 2 回）の検討結果 (2) 一次資料の分類・整理に関する論点 (3) 地元における震災資料の展示
第11回	平成 1 2 年 1 月 2 5 日	(1) 阪神・淡路大震災資料の整理（案） (2) 阪神・淡路大震災記念協会における資料取り扱いに関する要綱（案） (3) 震災資料収集事業計画（案）
第12回	3 月 3 日	(1) 震災資料収集事業計画（案）
第13回	平成 1 2 年 4 月 1 1 日	(1) 平成 1 2 年度研究会の進め方 (2) 震災資料収集事業
第14回	5 月 2 3 日	(1) 震災資料の整理・保存方法 (2) メモリアルセンターにおける震災資料の活用方策の検討
第15回	7 月 2 4 日	(1) 震災資料の分類基準 (2) メモリアルセンターにおける震災資料の活用方策の検討 (3) 兵庫県行政資料・記録等収集事業
第16回	9 月 1 日	(1) メモリアルセンターにおける資料の活用方策等
第17回	1 1 月 2 0 日	(1) メモリアルセンターにおけるライブラリー及び一次資料の公開手順 (2) 震災資料保管場所の区分
第18回	1 2 月 1 8 日	(1) メモリアルセンターにおける資料の活用方策等
第19回	平成 1 3 年 3 月 5 日	(1) メモリアルセンターにおける資料の活用方策等

(2) 検討部会の開催（平成 1 1 ～ 1 2 年度 計 1 3 回）

芝村委員を中心とした 4 名の学識者で構成する公開基準検討部会において、震災資料の具体的な公開基準などを検討した。

	開 催 日 時	議 題
第 1 回	平成 1 1 年 8 月 2 3 日	(1) 一次資料の収集状況について (2) 震災資料の公開基準について
第 2 回	1 0 月 4 日	(1) 震災資料の寄贈・寄託・借用取り扱い要領案について

第3回	11月8日	(1) 阪神・淡路大震災記念協会資料の寄贈・寄託・借用取り扱い要領（案）及び阪神・淡路大震災記念協会における資料取り扱いに関する要綱（案）について
第4回	12月27日	(1) 阪神・淡路大震災記念協会における資料取り扱いに関する要綱（案）について (2) 震災資料収集事業計画（案）について
第5回	平成12年 2月28日	(1) 阪神・淡路大震災記念協会における資料取り扱いに関する要綱（案）について (2) 震災資料収集事業計画（案）について
第6回	3月24日	(1) 震災資料収集事業計画（案）について
第7回	平成12年 4月24日	(1) 緊急地域雇用特別交付金事業の運営方法、メモリアルセンターにおける震災資料の活用方策の検討等
第8回	6月5日	(1) 緊急地域雇用特別交付金事業の運営方法、メモリアルセンターにおける震災資料の活用方策の検討等
第9回	7月10日	(1) 震災資料の分類基準、メモリアルセンターにおける震災資料の活用方策の検討等
第10回	8月31日	(1) 震災資料調査事業における資料の保管 (2) メモリアルセンターにおける資料の活用方策
第11回	10月23日	(1) 震災資料調査事業における公開の可否確認項目 (2) メモリアルセンターにおける資料の活用方策等
第12回	12月4日	(1) メモリアルセンターにおける資料の活用方策等 (2) 兵庫県行政関連資料・記録収集等事業
第13回	平成13年 1月29日	(1) 震災資料目録作成に向けて

3 「震災資料の保存・利用、及び活用方策」研究会及び検討部会の経過

平成13年度より研究会の名称を変更し、「人と防災未来センター」（阪神・淡路大震災メモリアルセンター（仮称））における資料の公開や検索システム等についての検討を行った。

(1) 研究会の開催（平成13年度 6回）

	開催日時	議 題
第1回	平成13年 6月 5日	(1) 「阪神・淡路大震災資料データベース」の構築について
第2回	7月24日	(1) 阪神・淡路大震災メモリアルセンター（仮称）における一次資料公開の流れ、資料の閲覧手続きについて
第3回	9月18日	(1) 「阪神・淡路大震災メモリアルセンター（仮称）」における資料の活用方策について (2) 「阪神・淡路大震災データベース」の構築について
第4回	11月13日	(1) メモリアルセンターにおける来館者検索システム等について (2) 今後の検討課題について
第5回	平成14年 1月22日	(1) 震災資料の開架閲覧について (2) 一次資料の取り扱いマニュアルについて
第6回	3月 4日	(1) 一次資料の取り扱いマニュアルについて

(2) 検討部会の開催（平成13年度 7回）

	開催日時	議 題
第1回	平成13年 7月10日	(1) 「阪神・淡路大震災資料データベース」の構築について (2) 「阪神・淡路大震災メモリアルセンター（仮称）」における一次資料公開の流れについて
第2回	8月24日	(1) 写真の公開判別方法について (2) 一次資料（文書資料）の公開判別方法について
第3回	9月 7日	(1) 一次資料の公開判別方法について (2) 五百旗頭委員研究会の研究成果の公開判別について
第4回	10月29日	(1) 大量の写真を含む資料の入力の取り扱いについて (2) 一次資料の検索システムについて
第5回	12月 3日	(1) 来館者検索システムについて
第6回	平成14年 2月 4日	(1) 目録に含まれるプライベート情報について (2) 一次資料の取り扱いについて
第7回	3月 4日	研究会と合同開催

第3章

震災資料の収集・整理・公開

第3章 震災資料の収集・整理・公開

1 震災資料の収集

(1) 調査の対象・範囲

平成12年6月から約2年間行った震災資料調査事業では、地域の被災者、復興公営住宅居住者、ボランティア・支援団体・宗教団体、まちづくり協議会、事業所、団体・組合、学校、インフラ関連などを対象に資料調査を行った。事業の実施に当たっては、調査のフローチャートや手順を示したマニュアルを作成した。

(資料3 震災資料収集のためのチラシ)

(資料4 震災資料調査事業のマニュアル)

[留意事項]

- ① 震災後まだ7年しか経過していない現状において、震災資料は色々な意味で「現用性」を有している。従って資料の提供、あるいは資料所在情報の提供をなし得ない団体・個人も数多い。もともと資料は一箇所に収集することだけが意味あるのではなく、団体・個人がそれぞれ保管し保存することの重要性も認識する必要がある。すでに調査したところ、資料提供を受けたところをふくめ、団体・個人とのネットワークを維持・拡大していくことが重要である。
- ② 震災資料調査事業では、100名以上の調査員による大規模調査という利点をなして、被災地全体を網羅的に調査し、大量な資料を収集・整理して基礎的な目録をつくることができた。結果として、震災資料に対する認識を社会に広めることにもある程度成功したと言える。
しかし、緊急地域雇用創出特別交付金事業という性格上、調査員の雇用期間が最長6ヶ月に限られ、習熟した調査員が継続的に事業に従事できず、新規の調査員に研修を繰り返す必要があるなどの制限があった。全体としては、デメリットを踏まえた上でメリットをなせる工夫につとめ、問題点も適宜修正しながら事業を進めることができ、未経験者による資料調査の先例になったと思われる。
- ③ 資料調査事業では、資料の所在調査を中心に計画していたが、予想を

上回る震災資料が収集される結果となった。しかし、この結果で事業が完結するわけではなく、震災資料の収集、整理、保存、公開などの業務と調査研究については、「人と防災未来センター」に引き継がれ、本格化されるべきである。

(2) 資料の受け入れ

現在、震災資料については明確に定義せず、集まってくるものは原則として受け入れている。資料の受け入れは、提供先の意向に沿って、「寄贈」、「寄託」、「借用（複写）」のいずれかの形をとっている。資料が贈呈される場合は「寄贈」、保管するために預かる場合は「寄託」、一時的に借用して複写し、短期間のうちに返却することを「借用（複写）」としている。

[留意事項]

- ① 現在、資料はすべて受け入れているが、無制限に範囲を拡大することで震災とは関係ないものが含まれることになっている。今後は資料の選択についても検討する必要がある。
- ② 絵画については、普通の紙資料の寄贈よりも管理する側に重大な責任がある。その価値判断は芸術性よりも記録性に重点を置くべきであるが、本人の気持ちや動機がなければ、震災の絵かどうかわからないものも含まれる。
- ③ 寄贈してもらうのに、寄贈申込書を提出させるのは失礼ではないかとの議論がある。寄贈をお願いする場合の書式を検討する必要がある。
- ④ 現物を寄贈してもらった場合、寄贈者に何が返せるかという問題がある。コピーや加工された情報を寄贈者に提供するなど、工夫の余地がある。

2 震災資料の分類・整理

(1) 資料の目録化

震災に関するシソーラスが完成していないため、H R A Fによる分類コードの応用を検討したが、膨大な資料の分類には適切でないことが指摘された。そのため、内容分類はしないことを原則とし、コンピュータを使った検索システムを活用することとした。資料を検索するときの便宜を図る

ため、①出所(調査先)による分類、②資料作成者による分類、③資料形態による分類、の3つの区分を設定している。

(資料5 一次資料の分類実施状況)

[留意事項]

- ① 資料の分類・整理にあたっては、世界及び日本の文書館学(記録史料学)で蓄積されてきた「出所の原則」「原秩序尊重の原則」などをふまえ、さらに震災資料の特性に即した方策が模索される必要がある。現在目録は、『国際標準記録史料記述 一般原則』ISAD(G)に準拠して作成がすすめられている。今後、より内容の充実が求められる。
- ② 震災資料に関しては、世界共通の防災資料として取り扱う必要性があり、このような状況にも対応できるようにしなければならない。

(2) 資料の整理

震災資料調査事業の調査員に整理の手順を示すため、調査先番号の付け方、資料個票の作成等をマニュアル化した。目録については、調査員の個々の判断を避けるため、最小単位を資料1点と機械的にとらえるように統一し、現状で作成可能な仮目録とした。

[留意事項]

- ① 一次資料の目録は、資料や提供先に関する情報がつけられた記述目録が主流になってきている。資料の構造や内容に関する研究を踏まえる必要があり、目録作成は、それだけで研究業績となる作業である。まちづくり関連など一部の資料については、モデル的に踏み込んだ整理を行っているが、今後他の資料についても資料の内部構造分析を行っていく必要がある。
- ② 提供された個々の資料には名前のついていないものが多い。調査員が仮のタイトルをつけているが、それが適切であるか再度見直すことが必要である。

3 震災資料の保存

(1) 保 存

資料の劣化を防ぐため、中性紙の保存箱、封筒、薄紙を活用して保存している。保存箱は、資料の形状（標準、大）と種類（紙資料、映像音声資料、モノ資料）に合わせて6種類に区分している。保存箱に整理された資料は、「人と防災未来センター」の開館までは、県の保有する施設で暫定的に保存している。

[留意事項]

- ① 資料によって、適する保存状態が異なる。文書と写真は別の空調とし、写真については、低温・低湿度の保存場所を設けることが望ましい。また、写真の劣化が最も激しく、絶対に密着させてはならないため、現在も薄紙で包むなどの処理をしているが、今後とも保管の仕方については工夫する必要がある。
- ② センターの収蔵庫については、少なくとも10年後にも収容可能である見込みが必要である。また運び込まれてきたものを保管し、それを整理・分類・研究できるような作業スペースが必要である。
- ③ センターの収蔵庫のみで収容が難しくなった場合には、別の収蔵場所を確保することも必要である。

(2) 燻 蒸

「人と防災未来センター」へ資料を搬入する途上で、業者委託による燻蒸を予定している。「センター」自体は博物館として設計されていないため、燻蒸施設がない。

[留意事項]

- ① 燻蒸して収蔵すれば絶対大丈夫というわけではなく、きちんと清掃してホコリを払うことが大事になる。収蔵庫を日々清掃し、資料の状態調査を怠らないことが重要であるが、展示場そのものも劣化するため、展示場のチェックも必要である。
- ② 職員や近隣住民の健康あるいは環境への影響を考えて、文書館・博物

館などで燻蒸はあまり行われていないのが実情であるが、「センター」においては、業者委託により専用施設での燻蒸を検討する必要がある。

4 震災資料の公開

情報公開における公開制限条項を念頭におき、震災資料の公開基準を示した取り扱い要綱を策定した。公開の制限は、個人識別情報で通常他人に知られたくない情報、経済的不利益を被る情報、身体、生命、財産の保護に支障が生ずる情報など、ほぼ情報公開における制限に準じている。

震災資料は、歴史資料として利用されるのみならず防災研究や自然・社会・人文科学の災害研究などのために緊急的に利用され得ることから、協会の事業目的に沿って利用する場合の特別利用、公開制限の期間を早期に見直すなどの配慮を行うこととした。

資料提供者に対しては、資料の公開についての意向を次の3つの区分によって確認している。

ア 要綱を承認し、センターに一任（資料の公開、提供者名の公開、デジタル化によるインターネット上での公開の3種の公開の意味を含む）

イ 別途協議（仮目録を作成した上で、今後協議が必要）

ウ インターネット公開のみ不可（来館者への資料の公開、提供者名の公開は認めるが、インターネット上での公開は認めない）

（資料6 （財）阪神・淡路大震災記念協会における資料取扱いに関する要綱）

[留意事項]

- ① 公開・非公開は経験を積み重ねていくことが大事であり、日本ではあまり経験が無いが、ヨーロッパでは民間出所の資料を大胆に公開している国もあるので世界の常識を学ぶ必要がある。
- ② 公開・非公開に異議が出た場合に、見識を持って答えられるように準備することが必要である。公開・非公開の問題については、第三者的な専門委員会を設置する必要がある。
- ③ 資料の公開について「別途協議」となっている資料については、今後、提供者の意向を尊重しながら公開できる条件を協議していかなければ

ばならない。

5 「センター」での資料の公開・閲覧

(1) 資料の公開

資料は、収集から一定の期間を経過してから分類し、取捨選択した上で公開されるのが通常であるが、震災資料については、公開できるものはなるべく早く公開していく必要があり、「人と防災未来センター」開館時点での公開も要請されるため、明らかに公開できるものなどをピックアップしている。

(資料7 一次資料の公開区分)

[留意事項]

- ① 同時代の民間資料が中心であるため、公開・活用にあたっては、プライバシーの保護などに十分配慮するとともに、資料の公開を望む寄託・寄贈者も多いことから、その意向を尊重して公開の幅を広げることを検討する必要がある。
- ② 公開しにくいものやグレイゾーンにあるものは、ある程度熟成させてから公開を検討していく必要がある。当面非公開とされるものについても、一定の年限を経過した段階では公開できるよう年限解除の基準を検討する必要がある。
- ③ 著作権や肖像権、プライバシー保護について、法律の専門家をまじえて検討していく場を設けることが必要である。

(2) 資料の閲覧

公開基準の運用により、請求に応じて資料の閲覧を行う予定としている。

[留意事項]

- ① 資料によってはプライバシーに関わるものが含まれるので、公開の仕方にも配慮する必要がある。人の目に触れても差し支えない資料を簡単に見られる場所と、人の目を気にせず遠慮無く広げ閲覧できる場所を確保できる仕組みが必要である。

- ② 資料は基本的に閲覧により利活用するものであるが、文書は一目見てわかるものではなく、何頁も繰って初めてわかる。研究利用のために多数の資料を閲覧する場合には、そのためのスペースを確保する必要がある。

6 震災資料のデジタル化

収集した震災資料を検索・公開できるようデジタル化を進めており、「人と防災未来センター」の資料室に端末機を設置するほか、インターネット上でも公開することとしている。

センター内の検索用端末では、公開・非公開にかかわらず目録を公開することが原則であるが、資料名にも個人情報が含まれるなどの問題があるため、開館時は暫定的に公開可能な資料の目録のみを公開する予定としている。

(資料8 資料管理データベースシステム構造)

[留意事項]

- ① センターの検索用端末は3台を予定しているが、利用状況等を見ながらシステムを増やしていくことを検討する必要がある。
- ② インターネットでの公開については、写真の解析、改造等が行われる可能性がある。不特定多数の目に触れるため館内に比べて公開の範囲を狭める必要があり、目録の公開を第一段階として、徐々にコンテンツを増やし提供していくことが望ましい。
- ③ 開館後は、精査した上で非公開資料についても目録を公開していく必要がある。
- ④ 現在は、資料に関する基礎的な情報のみをつけているが、今後は専門的な研究を継続させてさらに目録(メタデータ)を充実させていく必要がある。
- ⑤ デジタルでできる検索には限りがあるため、資料全体を展望できるよう印刷された目録を配備する必要がある。

第4章

「人と防災未来センター」の基本的課題

第4章 「人と防災未来センター」の基本的課題

1 センター構想と資料部門

「阪神・淡路大震災メモリアルセンター(仮称)」の構想が進展を始めた平成12年度にいたって、当研究会・部会は、しばしば「センター」についての議論を重ねた。長年にわたる震災関連資料に係わる事業のすべてが「センター」に受け継がれる以上、「センター」のあり方は当研究会・部会の基本的な課題であったからである。

「センター」については、兵庫県震災復興本部のメモリアルセンター整備室が担当し、「メモリアルセンター展示・交流委員会」などにおいて検討された。また、平成12年度から当研究会・部会に整備室担当者が参加する措置がとられた。

しかし、「震災資料収集事業」が「メモリアルセンターにおいてどのように位置づけられるのか」「世界的にも例のない貴重な事業がどのような形で継続されるのか」が明確にされないため、平成13年7月には当研究会リーダー端信行、サブリーダー芝村篤樹が連名で整備室長宛ての「要望書」を提出した。「要望書」は、現状に困惑し、危惧を抱くとの認識を示し、センターにおける震災資料収集事業の位置づけのために次の4つの提言を行った。

- ① センターに、震災資料を扱う専任研究員を複数配置すること
 - ② センターで計画される広域支援10分野の研究体制に、震災資料研究を加えること
 - ③ 専任研究員を配置できない場合は、同等の職務権限と報酬が与えられる専門的人材を充てること
 - ④ センターに資料室部門を設け、室長を始め適切な人員を配置すること
- 平成14年に入り、「メモリアルセンター」は、公募によって正式名称が「人と防災未来センター」となり、4月に開館することが公表された。同時期に、当研究会・部会にはセンターの組織・機構と人員配置などについての案が示されたが、この案によると、資料部門はセンターの研究部と普及事業部のうち普及事業部に所属し、震災資料研究主幹のもとに、4名の震災資料専門員などが配置されることとされた。

しかしながら、資料部門に「資料室」など独立した組織上の位置づけがなされなかったこと、震災資料専門員の資格は大学院修士課程修了以上とされながら、非常勤嘱託のため専任研究員との格差が存在すること、震災資料研究主幹は研究部の上級研究員が兼務することなど、財政事情等の制約のなかで、多くの関係者が尽力した結果であることは認められるものの、先の提言の内容を反映した体制が確保されるには至らなかった。

センターの資料部門が、これまでに培われた資料事業の経験や能力を継承し、その役割を果たし得るかどうか懸念されるところであるが、今後、改善がはかられ、以下に示す「資料部門に求められる機能」を十分に発揮していくことを期待したい。

2 資料部門の基本的あり方

- (1) 「センター」における資料部門は、震災被災者、市民、さまざまな分野の研究者、さらには海外の市民と研究者に開かれた施設である。従って、資料は原則としてすべての人々に普遍的に活用されなければならない、それが可能となる資料の管理・運営が目指されなければならない。
- (2) 資料部門は国内外の市民・研究者ができるかぎり自由に活用できるような開かれた運営に努める必要がある。このために、市民や学識者など外部からの参画により運営に対する助言や意見を得るための審議会等を設置する必要がある。また、市民・研究者とのネットワークを形成し、震災経験を媒介に「災害学」の発信源となることが期待される。
- (3) 熱意と能力を有する資料の専門職員を配置し、専門職員を中心に震災資料に係わる調査研究と実務の水準を向上させ、震災資料のセンターとしての役割を果たすべきである。「センター」の開館は、収集をふくめ震災資料事業の本格的な開始を意味するものでなければならない。

3 資料部門に求められる機能

(1) レファレンス

今回の震災資料収集事業の特徴は、阪神・淡路大震災というひとつのテーマについて、印刷物のみならず多様な一次資料や写真等の映像・音声資料もふくめて、多種多様な資料が調査され集められた点にある。これらを、

幅広い市民や、さまざまな分野の研究者・専門家、学習のために訪れる児童・生徒などの利用に応じて、適切なレファレンスのもと利用に供して行けば、これら資料群から引き出せる情報は限りなく豊富であり、そのことを通じて資料部門の社会的公共的な存在意義も高まっていく。逆に、十分なレファレンス機能が整備されなければ、利用者、特に市民は、どの資料をどう検索して利用すれば自分が求めている情報が引き出せるのかわからず、ひいてはせっかくの資料が活かされず、存在意義を失ってしまうことにもなりかねない。

(2) ネットワーク

ネットワーク機能については、大きくは次の二つの分野にわけられる。第一は、「人と防災未来センター」以外の、震災資料保存機関とのネットワークである。兵庫県公館県政資料館部門をはじめとする被災地自治体の文書館・史料館・博物館、兵庫県立図書館や神戸市立図書館など震災文庫を設置している公共図書館、神戸大学などの大学図書館・研究機関、震災・まちのアーカイブなどの民間所蔵機関などが、このネットワークの対象として考えられる。各保存機関の所蔵する震災資料に関する目録情報を相互に検索し、利用者に対しても提供できるシステムづくりが求められる。

ネットワークが求められる分野の第二は、広範囲な利用者層と「センター」の資料部門との関係である。資料部門を利用するさまざまな市民、団体、各分野の研究者、児童・生徒と学校教員などとの間で、レファレンス・サービスの過程を通して理解・協力の関係を築き、さらにはこういった利用者相互が震災資料の保存活用について交流と情報交換ができる場として資料部門が機能していけば、震災資料の活用の幅は大きく広がる。

こういった利用者との関係においては、日常的なレファレンスなどの場で、資料部門スタッフが意識的に関係構築に努めていくと同時に、資料を活用した震災研究や、記録化をテーマとして講座や自主研究会の設置育成、「サポーターズクラブ」のような協力ボランティアの組織化などを通じて、ネットワーク構築を可能とするシステムづくりが鍵となる。

こういったネットワークに、センターの研究部門もまた加わっていけば、それを通してセンターの研究調査の成果が広く社会的に活かされ、同時に外部の研究者や市民との連携協力を得て、研究調査の幅も広がって行くで

あろう。

こうして培われたネットワークによって、資料部門における継続的な資料の調査収集や、整理・保存・活用のための地道な作業に対して、外部のさまざまなボランティアの協力が得られる。また、第一と第二の分野のネットワークを意識的に結びつけていくことによって、広く震災資料の保存・活用、震災の記録化と震災研究を担うネットワークのプラットフォームとして資料部門を位置づけ、社会的公共的なニーズにこたえる高度な役割を果たしていくことが可能となる。

(3) 情報発信

情報発信については、「センター」の開館後も資料の調査や整理の継続、新たな震災資料の受け入れなどもふくめて資料の整備充実に努め、そうしたなかで得られた資料情報について積極的にさまざまなメディアを通じて発信する必要がある。とくに震災資料のように、民間出所の現代の資料で、そのうえ多様な資料についての扱いは、資料学(史料学)にとって極めて貴重な情報である。さらにはこういった資料を活用した研究成果なども、広く発信していくことが必要であろう。情報発信にあたっては、情報の英文化など国際的な対応について考慮されなければならない。

(4) 調査・研究

これまでに記した資料部門の機能を主に担うのが、資料専門職員である。たとえばレファレンス機能は、資料の目録情報を整備し、コンピュータ端末やインターネットを通じた検索手段を整え、利用者からの多様な求めに応じて必要な資料情報を的確に開示し、資料を閲覧利用に供することによってなければならない。こうした資料専門員には、アーキビスト(文書館専門職)ないし司書的な専門的知識、震災をはじめ都市災害・防災に関する一般的知識、資料部門の所蔵する資料や、他機関の所蔵する震災資料についてのくわしい知識、一般市民や児童・生徒から専門研究者にいたるまで、その求めに応じて適切な資料情報を提示できる接遇能力など、幅広い知識・能力が要求される。

資料専門職員に必要な知識・能力は、一定の専門性を有するスタッフを、責任ある地位・処遇のもと継続的に雇用し経験を積ませることによって培われてくる要素が大きい。資料部門に、内外の資料専門機関・組織との研

究交流をふくめて調査研究機能をもたせ、不断に資料専門職員の能力の向上を図ることが必要である。特に、同時代の民間出所という特殊な資料を取り扱い、震災資料保存機関や利用者とのネットワークを形成する必要があることから調査研究機能は重要である。

「センター」における展示についても、業者まかせにするのではなく、資料部門スタッフおよび研究部門スタッフの調査研究事業の成果に基づいたものにしなければならない。

おわりに

阪神・淡路大震災関連資料の収集・保存は、日本での資料の収集・保存事業において未曾有の経験であった。その意味の一つは、収集・整理・保存の方策を考えるにあたって、従来の文書館学(記録史料学)や博物館学の蓄積だけでは対処し得ない多くの重要な課題が提起されたことである。

さらに、さまざまな機関・団体・個人の積極的な協力のもとに事業が進められたことも見逃せない。雇用促進事業に基づく大規模な所在調査において、なお震災の傷が癒えない時期であるにもかかわらず、3,400にも上る団体・個人が資料を寄せ、多くは震災経験者である400人余りの短期雇用の調査員が熱心に仕事に取り組んだ。メディアも、しばしばこの事業を取り上げ大きな社会的関心を集めた。震災関連資料の収集・保存の事業は、震災経験を伝えたいという幅広い市民の思いの上に展開されたのである。

震災関連資料の収集・保存の事業は、今春に開館する「人と防災未来センター」において、引き継がれ、公開・利用がいよいよ始まる。事業に協力・参加した数多くの市民の願いに応え、あの惨事の体験を後世に伝えるために、「人と防災未来センター」が、高い専門性と幅広い市民の思いを結び、活用される施設となることを心から期待したい。

資 料 編

研究会・部会委員名簿

「震災資料の保存・利用、及び活用方策に関する研究会」

役 職	氏 名	職 名	備 考
リーダー	端 信行	京都橘女子大学文化政策学部教授・文化政策研究センター所長	
サブリーダー	芝村 篤樹	桃山学院大学経済学部教授	
委 員	大村 皓一	宝塚造形芸術大学映像造形学科教授	
〃	橋爪 紳也	大阪市立大学大学院文学研究科助教授	
〃	田中 聡	京都大学防災研究所助手	
〃	中村 善則	神戸市立博物館学芸課長	洲脇 一郎 (～平成 11 年 3 月)
〃	宮本 博	兵庫県立図書館司書	
〃	山崎 均	兵庫県立近代美術館学芸部門常設展・コレクション収集管理グループ主査	
オブザーバー	林 春男	京都大学防災研究所教授	
〃	岡風呂 賢	神戸大学附属図書館情報管理課 図書受入掛長	稲葉 洋子 (～平成 13 年 3 月)

「震災資料の保存・利用、及び活用方策に関する研究会」検討部会

役 職	氏 名	職 名	備 考
リーダー	芝村 篤樹	桃山学院大学経済学部教授	
委 員	奥村 弘	神戸大学文学部助教授	
〃	辻川 敦	尼崎市立地域研究史料館課長補佐	
〃	大西 愛	大阪大学出版会	

事務局

氏 名	職 名	備 考
岸田 正則	調査第 1 部長	諫山 一彦 (～平成 12 年 3 月)
丸野 修	調査第 1 部主任研究員	益田 信行 (～平成 11 年 3 月) 下村 恒雄 (平成 11 年 4 月～13 年 3 月)
山内 久美子	研究員	藤尾 豊 (～平成 13 年 3 月)
佐々木 和子	専門嘱託員	
柴田 和子	専門嘱託員	
伊藤 亜都子	専門嘱託員	

一次資料の収集状況（平成14年2月末現在）

1. 震災資料調査事業（事務センター分）

	ノート	冊子	ファイル	一紙	ホッチキス 止め	クリップ 止め	ひも綴じ	写真	ビデオ	写真 アルバム	ポケット アルバム	その他	計
第1期	248	1,952	3,006	15,423	2,733	620	812	489	126	179	377	2,829	28,794
	80	177		109	35	24	264	5,748	283	14,296	9,088	1,640	31,744
第2期	31	993	1,514	4,385	969	344	20	408	102	147	449	712	10,074
		276	19	9		84		4,795	149	10,583	11,323	1,442	28,680
第3期	69	1,167	2,539	13,587	4,476	379	141	577	145	122	237	483	23,922
		146	689	1,131	8	18	271	17,537	374	6,601	5,031	2,818	34,624
第4期	5	433	4,583	3,264	222	23	102	104	59	76	449	415	9,735
		42	329	61	15			1,937	214	6,322	3,632	264	12,816
合計	353	4,545	11,642	36,659	8,400	1,366	1,075	1,578	432	524	1,512	4,439	72,525
	80	641	1,037	1,310	58	126	535	30,017	1,020	37,802	29,074	6,164	107,864

2. 記念協会分

	ノート	冊子	ファイル	一紙	ホッチキス 止め	クリップ 止め	ひも綴じ	写真	ビデオ	写真 アルバム	ポケット アルバム	その他	計
協会分	128	2,501	35,013	42,038	3,370	748	1,589	199	96	380	138	1,197	87,397
	5	63	2,477	98	88		1	2,965	131	10,500	1,910	2,008	20,246

3. 総計

	ノート	冊子	ファイル	一紙	ホッチキス 止め	クリップ 止め	ひも綴じ	写真	ビデオ	写真 アルバム	ポケット アルバム	その他	合計
総計	481	7,046	46,655	78,697	11,770	2,114	2,664	1,777	528	904	1,650	5,636	159,922
	85	704	3,514	1,408	146	126	536	32,982	1,151	48,302	30,984	8,172	128,110

※ 各項目の上段が個票の点数、下段が写真の枚数・ビデオの点数。

震災資料調査事業進捗状況表（全期累計）

平成14年2月28日現在（累計）

訪問先区分		調査開始日	調査終了日	アプローチ 件 数	対象件数	うち連絡済件数										未連絡件 数 ※2
						訪問等可								訪問不可	連絡済計	
						訪問済					未訪問 ※1	訪問等可合計				
						資料有			資料無	訪問済計						
						資料収集先 件 数	資料点数計	所在情報のみ の調査先件数								
第一期活動	NPO・ボランティア	2000/07/06	2000/10/30	776	776	221	20,357	20	91	332	0	332	419	751	25	
	宗教団体	2000/07/05	2000/10/30	2,482	2,482	343	2,047	32	409	784	0	784	1,698	2,482	0	
	復興公営住宅	2000/08/30	2000/10/30	46,933	623	196	1,494	295	61	410	142	552	71	623	0	
	その他申し出の あった個人	2000/07/04	2000/10/30	281	281	93	1,011	20	162	275	0	275	6	281	0	
	自治会	2000/09/12	2000/10/30	1,250	145	63	196	53	2	81	37	118	27	145	0	
	ユープこうべ	2000/09/27	2000/10/30	113	113	4	859	8	81	91	2	93	13	106	7	
	その他申し出の あった団体	2000/07/04	2000/10/30	17	17	6	2,830	6	5	17	0	17	0	17	0	
	一期合計			51,852	4,437	926	28,794	434	811	1,990	181	2,171	2,234	4,405	32	
第二期活動	任意団体	2000/11/21	2001/03/30	1,692	1,692	215	2,908	63	586	864	0	864	828	1,692	0	
	小学校区	2000/11/25	2001/03/30	104,753	1,537	633	4,371	232	119	984	0	984	553	1,537	0	
	前期引継分	2000/11/01	2001/03/30	(1)	(1)	(1)	2,415	0	0	(1)	0	(1)	0	(1)	0	
	近隣調査活動	2000/1/25	2001/03/30	416	416	56	380	56	304	416	0	416	0	416	0	
	二期合計			106,861	3,645	904	10,074	351	1,009	2,264	0	2,264	1,381	3,645	0	
第三期活動	小学校区	2001/04/19	2001/09/30	43,000	480	224	3,345	123	49	359	37	396	84	480	0	
	事業所	2001/05/23	2001/09/30	5,131	5,131	195	1,656	77	315	574	13	587	4,544	5,131	0	
	労働組合	2001/06/21	2001/09/30	1,968	1,642	76	1,743	15	93	184	0	184	1,458	1,642	0	
	学校関係調査	2001/08/01	2001/09/30	1,581	1,581	557	8,065	27	221	805	0	805	775	1,580	1	
	まちづくり協議会	2001/04/27	2002/02/28	138	138	34	8,819	104	0	138	0	138	0	138	0	
	その他	2001/04/19	2001/09/30	2,061	2,114	74	294	39	183	295	1	296	1,818	2,114	0	
	三期合計			53,879	11,086	1,160	23,922	385	861	2,355	51	2,406	8,679	11,085	1	
第四期活動	小学校区	2001/10/01	2002/02/28	11,000	423	101	1,317	22	106	229	0	229	194	423	0	
	まちづくり協議会	2001/10/01	2002/02/28	138	9	8	1,615	1	0	9	0	9	0	9	0	
	インフラ関係	2001/10/01	2002/02/28	880	580	172	6,803	0	85	257	0	257	323	580	0	
	四期合計			12,018	1,012	281	9,735	23	191	495	0	495	517	1,012	0	
総 合 計				224,610	20,180	3,271	72,525	1,193	2,872	7,104	232	7,336	12,811	20,147	33	

※1 罹災証明のみのため訪問しなかったもの。但し、「所在情報のみの調査先件数」には含む。

※2 先方の都合により面談の折り合いがつかなかったか、又は訪問が著しく困難であったもの。

あなたのお持ちの “震災の記録”を 歴史として残しませんか？

震災に関するいかなる資料・記録、こんなものでも?と思われるものでも
当時の状況を伝える貴重な情報と考え、調査・収集・保存しています。

あらゆる方面の資料・記録をお待ちしております。

どんなものでもぜひ
一度ご連絡ください。

残しておきたい物
大切に保管している物
捨ててしまおうかなと思っている物

仮設での生活記録
震災の顛末

当時のデータ
古い日記

ボランティアの記録

震災後の生活記録

こんな物を探しています

通常はあまりにも身近すぎて、「資料・記録」と思わないようなものも、「震災・復興の資料・記録」です。

これらのものは、被災した人々の生活や当時の状況を記す貴重な「生の情報」として後世に残していく価値を持っています。

例)

- ・関連するすべての図書・資料類
- ・ビラ、チラシ、壁新聞、社内報、ミニコミ紙、ボランティア情報など
- ・日記、体験記、感想文、ノート、メモ類など
- ・ビデオカセット、写真、録音テープなど
- ・震災時に使用したナベ、釜、テントなど



なぜ、震災復興に関する資料・記録が必要なのですか？

阪神・淡路大震災とその復興に関する資料・記録は、未曾有の大都市直下型地震の経験を記すものです。震災から学んだ貴重な経験として、地域や時代を超えて後世に残していかなければならない私たちの財産です。

マンパワー・ジャパン(株)は、兵庫県から委託を受け、被災地全域に調査員を派遣し、阪神・淡路大震災に関する資料の調査、収集、保存を行っています。

お問い合わせ先:マンパワー・ジャパン(株)

阪神・淡路大震災資料調査事務センター

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目1-3 神戸クリスタルタワー10階

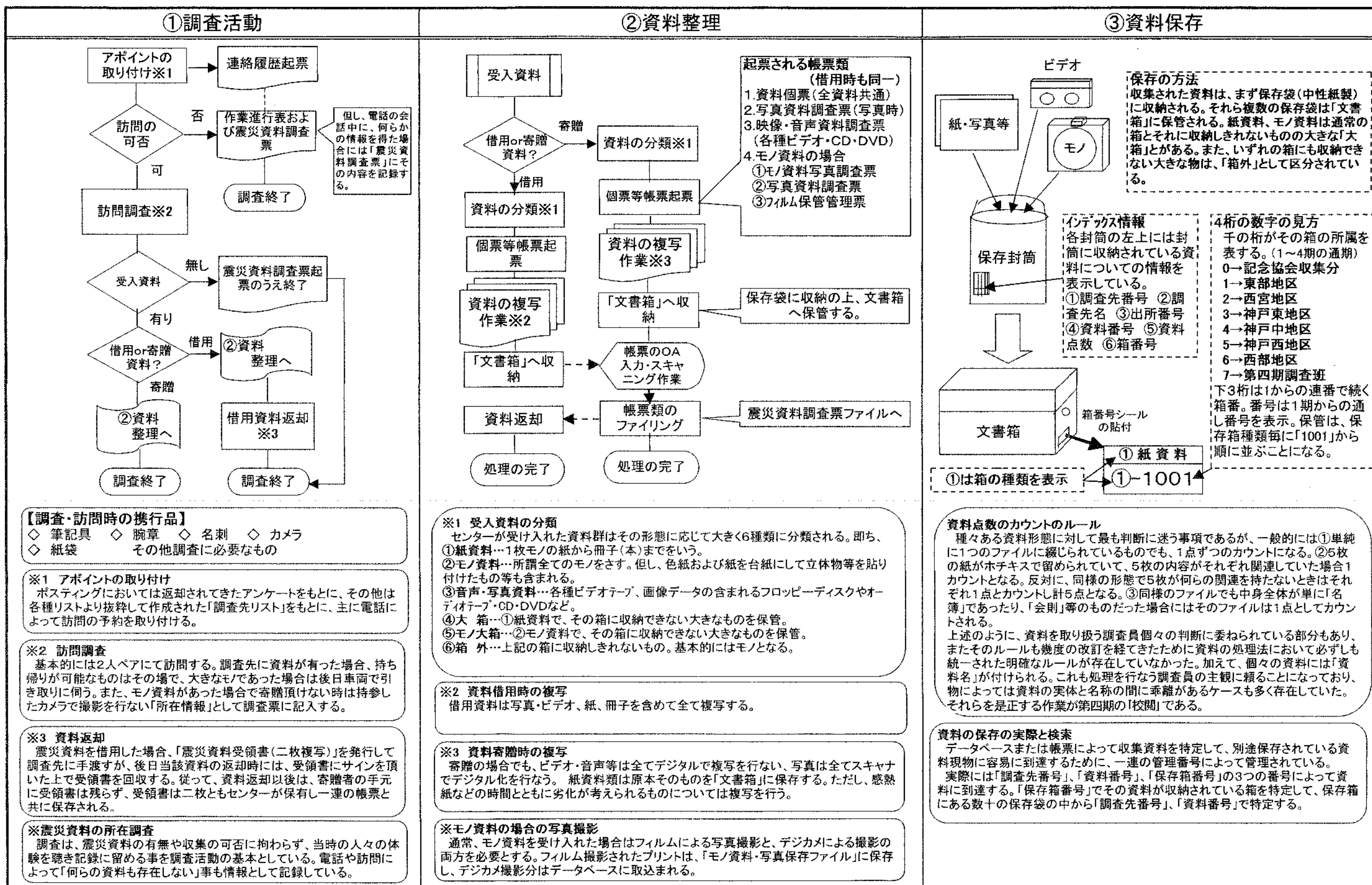
TEL (078) 366-2877 FAX (078) 366-2898

ホームページ: <http://www.hat.hi-ho.ne.jp/shinsai-kyoukai/> メール: shinsai-kyoukai@hat.hi-ho.ne.jp

携帯電話用(iモードからもご覧いただけます): <http://www.hat.hi-ho.ne.jp/shinsai-kyoukai/i/>

事業主体: 兵庫県 企画: (財) 阪神・淡路大震災記念協会

震災資料所在調査の業務フロー図



- 1 既存データ
- 2 震災資料調査事業
- 3 電子メールでの申し出
- 4 電子メール以外での申し出

リーダーチェック

リーダーチェック		

- 33 -

01.04.01

連 絡 履 歴

(電話連絡、直接訪問、来訪等進行過程を記入して下さい)

1 調査先番号		
2 調査先名		
3 代表者氏名		
4 調査先住所		
5 調査先電話番号		
6 連絡履歴	日 時	年 月 日() 時
	内 容	
	連絡者名	
	日 時	年 月 日() 時
	内 容	
	連絡者名	
	日 時	年 月 日() 時
	内 容	
	連絡者名	
7 訪問予定日時	年 月 日() 時～	
8 場所の特徴 (最寄り駅、 目印など)		
9 訪問予定調査員		

※6 連絡履歴欄が不足すれば2枚目へ

01.04.01

資料個票

調査先番号		出所番号		資料番号	
資料名					作成者キーワード (2つまで)
作成者・発行者					
作成年月日		様式	大きさ	枚・ページ	
形態	1ノート 2冊子 3ファイル 4一紙 5ホッチキス止め 6クリップ止め 7ひも綴じ 8写真 9ビデオ 10写真アルバム 11ポケットアルバム 12その他()				
数量			受入日		
公開について	1記念協会(センター)に一任 2別途協議				
受入形態	1 寄贈 2 寄託 3 借用(複写) 4 その他 ()				
保存箱種類	1箱 2モ/箱 3映像・音声資料	保存箱番号	記入者氏名		
備考			種類	1 一般刊行物・ミニコミ紙・ニュース 2 その他	

調査先番号		出所番号		資料番号	
資料名					作成者キーワード (2つまで)
作成者・発行者					
作成年月日		様式	大きさ	枚・ページ	
形態	1ノート 2冊子 3ファイル 4一紙 5ホッチキス止め 6クリップ止め 7ひも綴じ 8写真 9ビデオ 10写真アルバム 11ポケットアルバム 12その他()				
数量			受入日		
公開について	1記念協会(センター)に一任 2別途協議				
受入形態	1 寄贈 2 寄託 3 借用(複写) 4 その他 ()				
保存箱種類	1箱 2モ/箱 3映像・音声資料	保存箱番号	記入者氏名		
備考			種類	1 一般刊行物・ミニコミ紙・ニュース 2 その他	

[illegible]

< 1.写真 2.デジタルカメラ 3.写真カラーコピー >

[illegible]

'01. 04. 01

く 1.ビデオ 2.カセット 3.MD 4.CD 5.その他() >

[illegible]

＜モノ写真保存ファイル用＞

＜1.モノ 2.絵画 3.その他（

(

)地区

[illegible]

業務日誌

地区名		勤務日	年 月 日 ()	勤務者		
業務内容	・ 資料配布 ・ 資料整理 ・ 訪問調査 ・ その他					
業務内容の 記録	(資料配布先、訪問先、訪問時間、同行者、作成資料名など)			(完了、未完、要再訪等)		
	備考 (借用した資料がある場合は、資料名、返却予定日、返却日など記入)					

一次資料の分類実施状況

1. 出所（調査先）による分類

分類項目	
12の項目から2つまで選択	
①個人（避難所、仮設住宅、復興公営住宅関係者を除く）	⑦教育・研究機関（保育所を含む）
②復興公営住宅	⑧マスメディア
③ボランティア・支援団体・宗教団体等	⑨行政・外郭団体
④まちづくり協議会・コミュニティ組織	⑩避難所（自治会を含む）
⑤事業所（企業）	⑪仮設住宅（仮設自治会を含む）
⑥労働組合・任意団体	⑫その他

2. 資料作成者による分類

分類項目
12項目から2つまで選択
1.個人（2災害復興公営住宅関係、10避難所関係、11仮設住宅関係を除く） 被災地の個人、被災地外の個人
2.災害復興公営住宅関係 居住者、自治会等
3.ボランティア・支援団体・宗教団体等関係 ボランティア・支援団体、宗教団体等
4.まちづくり・コミュニティ組織 まちづくり協議会、自治会、町内会、住宅再建組合等
5.事業所（企業関係） 交通機関、ガス、電気、電話等
6.労働組合・任意団体関係 労働組合、任意団体等
7.教育・研究機関関係 保育所、幼稚園、小、中、高校、大学（研究者を含む）等
8.マス・メディア 新聞社、出版社、放送関係等
9.行政・外郭団体 保健、環境、福祉、住宅関連、道路、水道等
10.避難所関係 避難者、施設管理者、避難所自治会等
11.仮設住宅関係 居住者、自治会等仮設自治会、ふれあいセンター運営委員等

3. 資料形態による分類

分類項目			
12の項目から1つ選択			
①ノート	④一紙	⑦ひも綴じ	⑩写真アルバム
②冊子	⑤ホッチキス止め	⑧写真	⑪ポケットアルバム
③ファイル	⑥クリップ止め	⑨ビデオ	⑫その他

阪神・淡路大震災記念協会における資料取扱いに関する要綱

第1条 趣旨

財団法人阪神・淡路大震災記念協会（以下「記念協会」）は、「阪神・淡路大震災からの復旧・復興の状況や震災から得られた様々な教訓を踏まえ、人類の安全と共生について、総合的な調査研究を行い、それらの成果を広く情報発信することにより、全国の災害対策はもとより、大都市機能の改善」等に資することを設立の趣旨としている。この事業の豊かな実りのために、震災の経験および復旧・復興の実態を伝える各種の資料・記録類（以下「震災資料」）を収集・保存し、プライバシーの保護などに対して慎重な配慮をしつつ、原則としてそれらの公開を行うものとする。本要綱は、これらの震災資料の取扱いについて必要な事項を定めるものである。

第2条 資料の寄贈

資料の寄贈を受ける場合は、寄贈申込書（別記第一号様式）の提出を求め、寄贈受領書（別記第二号様式）を発行交付する。

第3条 資料の寄託

資料の寄託を受ける場合は、寄託申込書（別記第三号様式）の提出を求め、寄託預り書（別記第四号様式）を発行交付する。

第4条 資料の借用

資料の借用を行う場合は、震災資料仮受領書（別記第五号様式）を発行交付する。

第5条 取扱い原簿

資料の寄贈・寄託については、それぞれ原簿を設け、処理する。

第6条 複製

文書資料の複製物は、原文書に準じて整理し、利用に供する。

第7条 資料の公開

提供された資料は、記念協会が保管し、当協会および当協会の事業を引き継ぐ機関の設置目的のために活用し、公開を行う。なお、資料の提供に際して提供者から条件が附された場合には、当該条件を踏まえて公開を行うこととする。

第8条 公開の制限

1 公開の制限

提供された資料が次に掲げる事項に該当する場合には、公開を制限するものとする。

- (1) 寄贈者等から公開に関し特約等があるもの。
- (2) 個人に関する情報を含む資料であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。
- (3) 公にすることにより、法人等および個人事業主が円滑な事業活動を営む上で正当な利益を害すると認められるもの。
- (4) 公にすることにより、人の命、身体、財産等の保護に支障が生ずると認められるもの。
- (5) 法令または条例の規定により、公にすることのできないもの。

2 制限の解除

自己の情報に関わる資料は、開示を請求することができる。その場合、前項の規定の趣旨に照らし支障のない範囲で、専門委員会の議を経て当該情報を開示する。

3 制限の見直し

- (1) 第1項第2号から第5号の制限に係るものについては、作成又は收受されてから10年を経過した後、専門委員会の協議等を経て見直すことができる。
- (2) 家族等の情報に関わる資料への親族等からの公開請求については、専門委員会の協議等を経て公開制限の見直しを行うことができる。

第9条 特別利用

1 記念協会は、前条第1項に該当する資料について、特別利用の申し出があったときは、次の各号に該当する場合に限り閲覧を許可することができる。

- (1) 記念協会の設置目的に沿った調査及び研究のために用いるものであり、震災資料特別利用申請書（別記第六号様式）による申請に基づき専門委員会の承諾を得たもの。
- (2) 寄贈等を行った者から特別利用の申し出のあったもの。
- (3) その他これに準ずるもの。

2 前項の利用は特別利用とし、申し出により許可を得るものとする。

3 特別利用による調査及び研究成果の公表については、寄贈等を行った者からの条件の遵守、プライバシーへの配慮等、協会が要請した条件を厳守するものとする。

第10条 利用制限等への苦情申立て

公開の制限及び特別利用の規定に基づく制限等に対し、申請者は利用制限等苦情申立書（別記第七号様式）により苦情申立てを行うことができる。記念協会は、専門委員会に諮りこれを審査する。

第11条 専門委員会の設置

記念協会に、震災資料の取扱いに関する専門委員会をおくことができる。委員会は、公開制限の見直し等の資料の取扱い及び利用制限の苦情申立てに関し、記念協会からの諮問に応じるものとする。

第12条 事務手続等

この要綱に定めるもののほか、事務手続等について必要な事項は、記念協会が別に定めるものとする。

附 則

(施行日)

この要綱は、平成12年5月8日から施行する。

附 則

(施行日)

この要綱は、平成１２年１０月３日から施行する。

(第一号様式)

No. _____

寄 贈 申 込 書

年 月 日

(財)阪神・淡路大震災記念協会
理事長 殿

住所
Tel
氏名

印

阪神・淡路大震災記念協会資料として、下記の資料を寄贈します。

記

一、資 料 名・数量

二、特約事項

- ・寄贈された資料は、当協会の所蔵する資料として大切に管理し、当協会及び当協会の事業を引き継ぐ機関の設置目的のために活用いたします。
- ・資料の複製物は、原資料に準じて取扱いをいたします。
- ・資料の公開について
 - a 要綱を承認し、協会に一任
 - b 条件付きで公開
 - 条件 公開時期の指定(何年後) 具体的に
 - 内容 具体的に
 - その他 具体的に

寄 贈 受 領 書

年 月 日

様

(財)阪神・淡路大震災記念協会理事長

阪神・淡路大震災記念協会資料として、下記の資料を受領いたしました。

記

一、資 料 名・数量

二、特約事項

・寄贈された資料は、当協会の所蔵する資料として大切に管理し、当協会及び当協会の事業を引き継ぐ機関の設置目的のために活用いたします。

・資料の複写物は、原資料に準じて取扱いをいたします。

・資料の公開について

a 要綱を承認し、協会に一任

b 条件付きで公開

条件 公開時期の指定(何年後) 具体的に

内容 具体的に

その他 具体的に

このたびは、貴重な資料をご寄贈いただき、厚く御礼申し上げます。上記の条件にしたがい、(財)阪神・淡路大震災記念協会資料として、永く保存・活用させていただきます。

〒650-0044

神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号

Tel 078-361-5115

阪神・淡路大震災記念協会

(第三号様式)

No. _____

寄 託 申 込 書

年 月 日

(財)阪神・淡路大震災記念協会
理事長 殿

住所

TEL

氏名

印

阪神・淡路記念協会資料として、下記の資料を寄託します。

記

一、資 料 名・数量

二、特約事項

- ・寄託された資料は、当協会の所蔵する資料に準じて大切に管理し、当協会及び当協会の事業を引き継ぐ機関の設置目的のために活用いたします。
- ・資料の複写物は、原資料に準じて取扱いをいたします。
- ・この資料の返還を必要とする場合は、本書と引換えに資料を返還します。
- ・地震など不可抗力によるこの資料の損害に対しては、その責を負いません。
- ・資料の公開について
 - a 要綱を承認し、協会に一任
 - b 条件付きで公開
 - 条件 公開時期の指定(何年後) 具体的に

内容 具体的に

その他 具体的に

寄 託 預 り 書

年 月 日

様

(財)阪神・淡路大震災記念協会理事長

阪神・淡路大震災記念協会資料として、下記のとおり資料をお預かりしました。

記

一、資 料 名・数量

二、特約事項

- ・寄託された資料は、当協会の所蔵する資料に準じて大切に管理し、当協会及び当協会の事業を引き継ぐ機関の設置目的のために活用いたします。
- ・資料の複製物は、原資料に準じて取扱いをいたします。
- ・この資料の返還を必要とする場合は、本書と引換えに資料を返還します。
- ・地震など不可抗力によるこの資料の損害に対しては、その責を負いません。
- ・資料の公開について

a 要綱を承認し、協会に一任

b 条件付きで公開

条件 公開時期の指定(何年後) 具体的に _____

内容 具体的に _____

その他 具体的に _____

このたびは、上記の貴重な資料をご寄託いただき、厚く御礼申し上げます。

神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号

Tel 078-361-5115

阪神・淡路大震災記念協会

震災資料仮受領書

年 月 日
様

(財)阪神・淡路大震災記念協会
理事長

阪神・淡路大震災記念協会資料として、下記のとおり資料をお預かりしました。

記

一、資 料 名・数量

二、借用期間

年 月 日～ 年 月 日

三、特約事項

・資料は、当協会の所蔵する資料に準じて大切に管理し、当協会及び当協会の事業を引き継ぐ機関の設置目的のために活用いたします。

・資料の複製物は、原資料に準じて取扱いをいたします。

・この資料の返還を必要とする場合は、本書と引換えに資料を返還します。

神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号
Tel 078-361-5115

阪神・淡路大震災記念協会
担当 印

震災資料特別利用申請書

年 月 日

(財)阪神・淡路大震災記念協会
理事長 殿

氏名
住所
連絡先
職業
印

次のとおり、調査及び研究計画・研究目的を添付し、震災資料の特別利用を申請します。

1 調査及び研究分野
2 調査及び研究代表者および研究分担者（代表者には氏名の前に○をつける）
氏名 所属機関・部局・職
3 利用資料
4 当該資料の利用方法（公表する場合はその方法）
5 個人名の取扱い（公表しない旨又は公表する場合はその妥当性について記載）

資料は、上記の利用目的外には使用しません。

6 調査及び研究目的

(当協会の資料を利用して、何を明らかにしようとするのか、具体的かつ明確に記入して下さい。)

7 調査及び研究計画

(第七号様式)

No. _____

利用制限等苦情申立書

年 月 日

阪神・淡路大震災記念協会
理事長 殿

氏名
住所
連絡先
職業

印

次のとおり、震災資料の利用制限等に対し苦情申立を申請します。

苦情申立の内容

処理欄

震災資料受領書 (センター用)

年 月 日

様

阪神・淡路大震災関連資料として、下記のとおり資料をお預かりしました。

記

一、資料名・数量

二、受入形態

1. 寄贈 2. 寄託 3. 借用

三、借用期間

年 月 日 ～ 年 月 日

四、返却日

年 月 日 提供者サイン _____

五、特約事項

- ・資料の複製物は、原資料に準じて取扱いをいたします。
- ・当該資料について、本書以外の受領書が発行された場合は、本書は無効とします。
- ・資料の公開について

1. (財)阪神・淡路大震災記念協会（阪神・淡路大震災資料調査事務センター）に一任
（資料提供者情報の公開を含む）

2. 別途協議

()

〒650 - 0044
神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号
神戸クリスタルタワー10階
TEL 078-366-2877
阪神・淡路大震災資料調査事務センター

担当

震災資料受領書 (資料提供者用)

年 月 日

様

阪神・淡路大震災関連資料として、下記のとおり資料をお預かりしました。

記

一、資料名・数量

二、受入形態

1. 寄贈 2. 寄託 3. 借用

三、借用期間

年 月 日 ～ 年 月 日

四、返却日

年 月 日 提供者サイン _____

五、特約事項

- ・資料の複製物は、原資料に準じて取扱いをいたします。
- ・当該資料について、本書以外の受領書が発行された場合は、本書は無効とします。
- ・資料の公開について

1. 財阪神・淡路大震災記念協会（阪神・淡路大震災資料調査事務センター）に一任
（資料提供者情報の公開を含む）

2. 別途協議

()

〒650-0044
神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号
神戸クリスタルタワー10階
TEL 078-366-2877
阪神・淡路大震災資料調査事務センター

担当

印

一次資料の公開区分

「紙資料の公開区分シート」(公開一任またはインターネット公開のみ不可で、モノ箱、映像・音声資料箱、箱外以外の資料を抜粋)

資料番号	資料名称	資料の種類	(①②③の時)資料に含まれるその他の情報(あてはまるもの全て)	(④から⑧の時)プライバシーに関わる事項(あてはまるもの全て)	箱種類・番号			担当者名	複写日	協会担当者名	最終判断 ・不可
					元の保存箱	新しい保存箱(元の箱から全て移動)	資料を分割した保存箱				
			①なし ②書き込み有り ③付随資料有り ④複写物 ⑤一部分(切抜等) ⑥その他	①なし ②名前 ③個人の住所 ④個人の電話番号 ⑤勤務先 ⑥個人の所属学校 ⑦顔写真 ⑧年齢(生年月日) ⑨その他	全体の点数	移動点数(分割した点数) =全体の点数	分割した点数	日付	リーダー・統括チェック日	日付	最終判断日付
								備考(公開に関する参考意見等)			最終結果入力日
											資料受入日

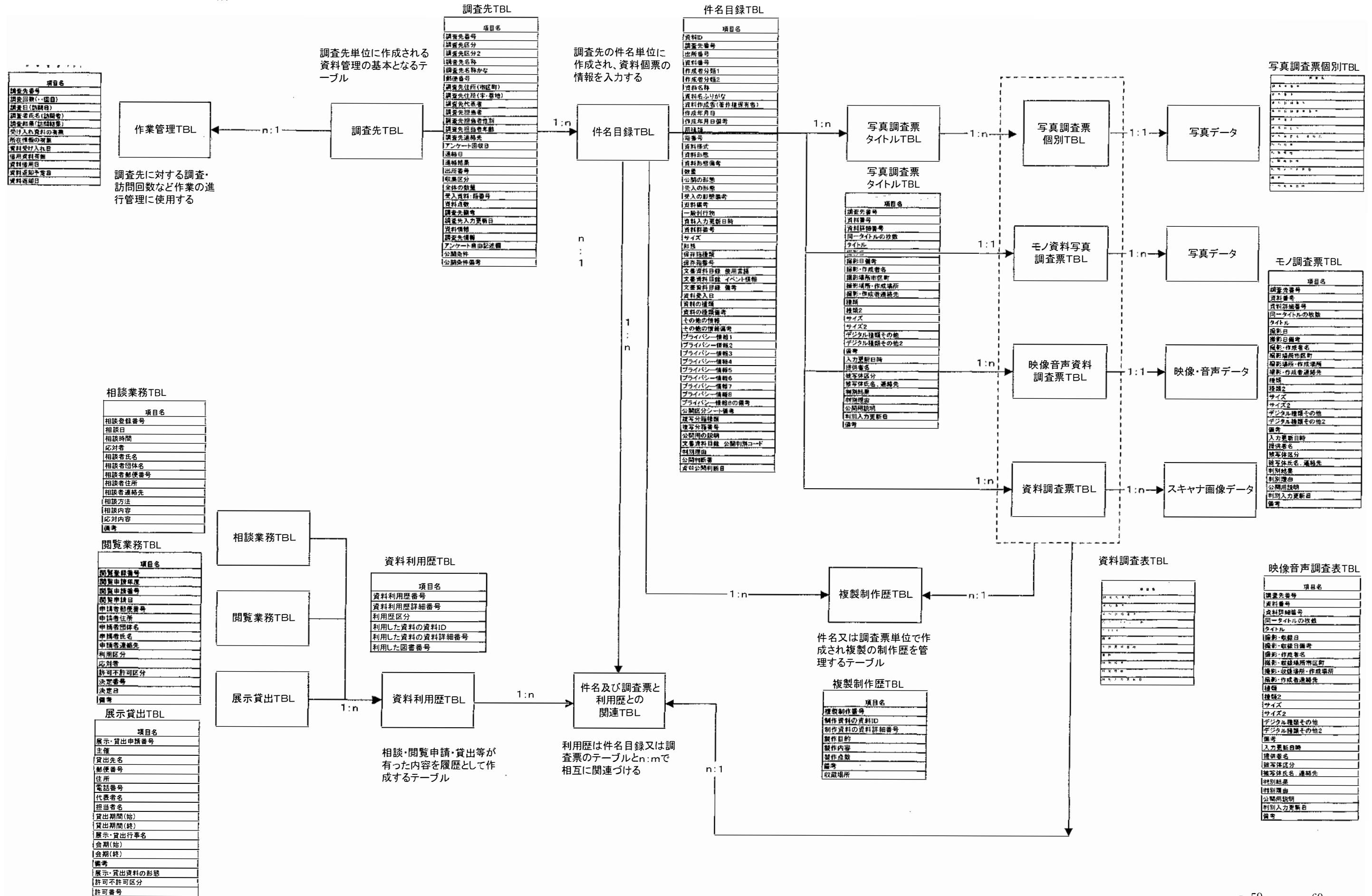
出所番号																				
		①書籍・雑誌	⑦手紙・はがき	①②③の時その他の情報	④から⑧の時プライバシー情報									元の箱	新保存箱	分割物	担当者名	複写日	最終判断者名	最終判断 可・不可 ・保留 最終結果入力日
		②新聞	()から	①なし	②名前	③住所	④電話番号	⑤勤務先	⑥学校	⑦顔写真	⑧年齢	⑨その他	-	7-	7-					
		③行政の広報	()へ	③付随資料	④複写物	⑤一部分	⑥その他													
		④冊子・文集	⑧その他	②書込有																
		⑤ミニコミ・ニュースレター・会報	()																	
		⑥チラシ・びら・張り紙	)	その他の時具体的に記入	その他の時具体的に記入									全体の点数	移動点数=全体の点数	分割した点数	備考欄(公開に関する参考意見等)			

写真資料の「公開のための区分」方法について

- (1) 風景
- (2) 人物
- ①個人識別情報が含まれていないもの
- ②個人識別情報が含まれているが、明らかに判別できないもの
- ③個人識別情報が含まれており、判別できるあるいははっきりしないもの (看板、電話番号、ナンバープレートなど)
- ④公務に関わる人物のみが写っているもの (自衛隊、警察、消防署)
- ⑤明らかに顔の判別ができないあるいははっきりしないもの
- ⑥顔の判別ができるもの (公務をのぞく)

① ④：問題なく公開できると思われるので、記念協会を確認の後、開館時に公開する。
②③⑤⑥：メモリアルセンター開館後、徐々に判別したり問い合わせ確認したものから、結論を出していく。(優先順位としては、②③→⑤→⑥)

資料管理データベースシステム構造



図書管理データベースシステム構造

